

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規 則

○福島県財務規則の一部を改正する規則

○福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

○福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

○福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県立会津若松看護専門学院の授業料の免除等に関する規則を廃止する規則

○福島県立会津若松看護専門学院学則を廃止する規則

○福島県教育委員会

○指導主事の駐在及び服務等に関する規程

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則、福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則、福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県立会津若松看護専門学院の授業料の免除等に関する規則を廃止する規則及び福島県立会津若松看護専門学院学則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第十号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
第二百三十五条第一項中「年三・一パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福島県規則第十一号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則（昭和二十八年福島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一南会津町の部3の項中「（略）」を「（略）」に改め、同部4の項中「（略）」を「（略）」に改め、同表会津坂下町の部3の項中「（略）」を「（略）」に改め、同表昭和村の部2の項中「（略）」を「（略）」に改め、同表会津美里町の部9の項中「（略）」を「（略）」に改め、同部10の項中「（略）」を「（略）」に改め、同表平田村の部4の項中「（略）」を「（略）」に改め、同部5の項中「（略）」を「（略）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県規則第十二号

福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

福島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十八年福島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「資産」の下に「及び除去費用等」を加え、同条中「特定」の下に「及び同章第八十八の規定による除去費用等の特定」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（私学・法人課）

福島県規則第十三号

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（平成六年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の表理学療法士又は作業療法士の項第二号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同項第六号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（入札監理課）

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八条の表理療療法士又は作業療法士の項第二号の改正規定（公布の日）
- 二 第八条の表理療療法士又は作業療法士の項第六号の改正規定（「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分及び「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める部分に限る。） 平成二十六年四月一日

（地域医療課）

福島県規則第十四号

福島県立会津若松看護専門学院の授業料の免除等に関する規則を廃止する

規則

福島県立会津若松看護専門学院の授業料の免除等に関する規則（昭和五十七年福島県規則第二十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（地域医療課感染・看護室）

福島県規則第十五号

福島県立会津若松看護専門学院学則を廃止する規則

福島県立会津若松看護専門学院学則（平成二年福島県規則第二十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（地域医療課感染・看護室）

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第1号

教 育 庁 本 庁

教育委員会の所管に属する教育機関

指導主事の駐在及び服務等に関する規程を次のように定める。

平成二十五年三月十九日

福島県教育委員会

指導主事の駐在及び服務等に関する規程

（指導主事の駐在）

第一条 教育委員会は、健康教育課に所属する指導主事を、福島県立猪苗代高等学校（以下「猪苗代高校」という。）に駐在させ、平成二十五年全国高等学校総合体育大会第六十三回全国高等学校スキー大会（以下「大会」という。）の準備その他大会の実施に関する業務に従事させるものとする。

（服務）

第二条 前条の規定により駐在する指導主事（以下「駐在指導主事」という。）の服務については、この訓令に定めるもののほか、福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第12号）に規定するところによる。

（猪苗代高校の校長の協力）

第三条 猪苗代高校の校長は、駐在指導主事が猪苗代高校に駐在している間は、その業務の執行について、当該駐在指導主事に協力するものとする。

（報告）

第四条 駐在指導主事は、毎月十日までに、前月分の勤務状況報告書（様式第一号）を猪苗代高校の校長を経由して健康教育課長に提出しなければならない。

（簿冊）

第五条 駐在指導主事は、その駐在の場所に、次に掲げる簿冊を備え、常時これを整理しておかなければならない。

- 一 出勤簿（福島県教育庁等服務規程様式第二号）
- 二 文書整理補助簿（福島県教育委員会文書等管理規則（平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号）様式第三号に準ずる様式によるもの）
- 三 消耗品受払補助簿（福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第七十七号様式（その一の二）に準ずる様式によるもの）
- 四 郵便切手受払補助簿（福島県財務規則第七十七号様式（その三の二）に準ずる様式によるもの）
- 五 勤務日誌（様式第二号）

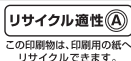
（委任）

第六条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（健康教育課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県印刷株式会社 第一印刷